

# 農地法第3条の許可申請について (耕作目的で農地の取得等を計画)

## 1 農地利用最適化推進委員の各担当区域別表

【令和5年8月1日現在】

地区名	その地区内の区域	推進委員名	ふりがな	郵便番号	住所	電話番号
甲山	甲山・小世良・西上原	勝見 徹	かつみとおる	722-1122	大字小世良 853	22-0986
中央	東上原・川尻	黒木 啓之	くろきひろゆき	729-3303	大字東上原 869-3	24-1332
伊尾	伊尾・小谷	藤高 成剛	ふじたかせいごう	729-3307	大字伊尾 1253	24-0716
東	青 近	黒木 清毅	くろぎせいき	729-3306	大字青近 1164	24-1025
	別 迫 ・ 赤 屋	原田 安雄	はらだやすお	729-3305	大字別迫 2234	24-0966
		榎奥 忠雄	まきおくたお	729-3305	大字別迫 541-3	24-1019
宇津戸	宇 津 戸	行旨 秀之	ゆきむねひでゆき	722-0411	大字宇津戸 2429	23-0732
大田	本 郷 ・ 井 折	小池 栄治	こいけえいじ	722-1112	大字本郷 1786-1	—
	寺 町	小池 要治	こいけようじ	722-1111	大字寺町 81-44	22-1559
	西 神 崎 ・ 青 山	松田 裕之	まつだひろゆき	722-1115	大字西神崎 595-3	22-2513
	東 神 崎 ・ 三 郎 丸	堀田 正登	ほったまさと	722-1114	大字東神崎 421	22-1432
大見	安 田	鍛冶谷 元	かじたにはじめ	722-1202	大字安田 1826	29-0118
	戸 張	真野 藤起	しんのふじき	722-1201	大字戸張 1551	29-0714
	徳 市	梅田 譲	うめだゆずる	722-1203	大字徳市 890-3	25-2005
津久志	津 口	山口 通史	やまぐちみちふみ	722-1731	大字津口 2801	22-1512
	黒 淵	後藤 和幸	ごとうかずゆき	722-1732	大字黒淵 1672	27-1147
西大田	青 水	下原 三千就	しもはらみちなり	722-1627	大字青水 1167-2	27-0613
	賀 茂 ・ 田 打	宮迫 祐太	みやさきこゆうた	722-1626	大字賀茂 404	—
		柳島 英信	りゅうとうえいしん	722-1626	大字賀茂 2635	27-0323
	重 永	村田 広和	むらたひろかず	722-1112	大字本郷 713-5	—
	京 丸	亀田 知宏	かめだとしひろ	722-1621	大字京丸 395	22-0876
	中 原	正迫 昌史	しょうごまさし	722-1623	大字中原 551	22-1975
堀 越	折重 聡伸	おりしげあきのぶ	722-1622	大字堀越 191	—	
山福田	山 中 福 田	中村 芳則	なかむらよしのり	722-1702	大字山中福田 1147	37-1947
小国	小国（上小国）	田丸 克之	たまるかつゆき	722-1701	大字小国 4054	37-1415
	小国（下小国）	小迫 高	こごこたかし	722-1701	大字小国 4975	37-1068
黒川	黒川（上黒川）	田中 勲三	たなかくんそう	729-6711	大字黒川 3510	37-1641
	黒川（下黒川）・中・吉原	竹村 厚司	たけむらあつし	729-6713	大字中 285	37-1738
津名	上 津 田	若山 素直	わかやますなお	729-6714	大字上津田 885	37-2328
	下 津 田	井上 務	いのうえつとむ	729-6715	大字下津田 2228-2	39-1541
	長 田	面田 敏隆	おもだとしたか	729-6716	大字長田 202-2	37-2038

※申請をされた後に、担当区域の農地利用最適化推進委員を主体に3名で現地調査を実施します。そのため申請地及び周辺地へ立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

(裏面に続きます。)

2 許可処分をするために農業委員会は審査基準を設けています。そのため次の要件を満たす必要があります。

① 全部効率利用要件

農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

② 農地所有適格法人要件

法人の場合は、農地所有適格法人※であること。(農地所有適格法人以外の法人が農地の権利を取得する場合は、解除条件付き賃借によります。)

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

③ 農作業常時従事要件

農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められること。

④ 地域との調和要件

取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないこと。

3 受付締切日及び許可書発行日について

毎月月末が受付締切日となります。

なお、月末が土曜・日曜・祝日の場合、締切日は前日の平日となります。

月末までに受付した許可申請の許可書発行日は翌月末日から翌々月上旬頃となります。

4 ホームページを活用される場合はつぎの手順で利用ください。

「世羅町」で検索し、「世羅町 いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」を選択し、世羅町のホームページのトップ画面の「行政の窓口」を選択、分類でさがすのしごとの情報「産業振興」を選択し、「農地に関する申請・届出など(農地法関係)について」を閲覧ください。

〒722-1192

広島県世羅郡世羅町西上原123番地1 世羅町役場 農業委員会事務局 農地係

電話 0847-22-5301 内線 312 ファックス 0847-22-4566

e-mail:nougyou@town.sera.hiroshima.jp